

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 6 日

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染者等にかかる介護サービス利用への
対応について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、令和 2 年 3 月 6 日付け厚生労働省事務連絡により示されており、この通知において、感染拡大防止に向け、行政、医療関係者、事業者、利用者間の円滑な意思疎通や連携が重要とされています。

このことについて、感染拡大防止および必要な介護サービス提供体制の維持に向け、あらかじめサービス利用者・家族に対し感染に関する情報提供を依頼した上で、的確な感染防止対策を講じることなど、利用者・家族との連絡を密にして、引き続き対策を徹底し、必要な介護サービスの提供に努めていただくようお願いいたします。なお、具体的な対応について事業者団体（県老人福祉施設協議会、県デイサービスセンター協議会）と協議したのでお知らせします。

また、利用者との意思疎通においては、利用者による情報提供に関する同意、個人情報保護、必要な介護サービスの確保等に留意が必要であることにご留意ください。

令和2年4月6日

福井県老人福祉施設協議会 会員各位
福井県デイサービスセンター協議会 会員各位

福井県老人福祉施設協議会 会長 皆川恭英
福井県デイサービスセンター協議会 会長 小川弥仁

新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡（別添）」により示されており、この通知において、感染拡大防止に向け、行政、医療関係者、事業者、利用者間の円滑な意思疎通や連携が重要とされています。このことについて、感染拡大防止および必要な介護サービス提供体制の維持に向け、具体的な対応例をまとめたので、以下のとおりお示しします。

なお、いずれの事項も利用者について、情報提供に関する同意、個人情報の保護、必要な介護サービスの確保等に留意が必要であることにご留意ください。

また、この対応例については、令和2年4月6日付け福井県長寿福祉課長事務連絡にもとづき、県と協議し了解を得た事項として、情報提供しています。

- 1 居宅サービスの利用者およびその家族について、新型コロナウイルスへの感染に関する情報（例：感染者との濃厚接触の有無、感染者の発生等を原因に休業する事業所への勤務等）の提供について、あらかじめ利用者・家族に依頼すること
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者およびその家族に居宅サービス利用者がある場合、県内各保健所においては、これらの方々に対して、施設での感染を防ぐ観点から利用を控えることや、ケアマネジャーへの連絡を求めること等の要請に努めており、各施設において当該者の利用について情報を得た場合、必要に応じ代替サービスを検討した上で、施設の利用控えを依頼すること
- 3 新型コロナウイルス感染に関係する情報（感染等による休業事業所に勤務する方の家族に居宅サービスを利用する方がいる場合等）を得た場合、利用者には不当な対応とならないよう十分な配慮の下、利用者・家族との協議を行い、適切なサービス利用を行うこと
- 4 上記、2、3の項目に鑑み、利用者、利用者家族並びに、職員、職員家族の状況により、感染拡大予防による適切なサービス提供が困難と判断し、やむを得ず事業の一部または全部を休業する場合は、利用者に対し休業等の事実や代替サービスの提供について丁寧な説明を行い、理解をいただくとともに、代替サービスの確保に努めること。また、その旨を福井県および所管介護保険者に報告すること